

豊中市工事成績評定評価委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、豊中市工事成績評定要領（平成13年4月1日制定）（以下「成績評定要領」という。）第10条に規定する豊中市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 成績評定要領第9条の規定により再説明を求められた工事成績評定結果の審査に関する事。
- (2) その他の工事成績評定に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総務部長の職にある者をもって充て、副委員長は、次項第1号に掲げる職にある者のうちから委員長が任命する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 環境部、財務部、都市計画推進部及び都市基盤部の部長（前項の規定により副委員長に任命された者を除く。）
 - (2) 契約検査課長、公園みどり推進課長、施設課長、都市整備課長及び都市基盤部次長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは副委員長が、委員長及び副委員長ともに事故があるときは委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施し、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する公共工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。